

衆議院 第四百三十三回会

金融安定化に関する特別委員会議録

第八号

平成十年九月三日(木曜日)

午後三時三十分開議

出席委員

委員長 相沢 英之君

理事 石原 伸晃君

理事 村田 吉隆君

理事 山本 有二君

理事 中野 寛成君

理事 谷口 隆義君

理事 愛知 和男君

理事 伊吹 文明君

理事 大島 理森君

理事 大野 功統君

理事 河村 建夫君

理事 佐田玄一郎君

理事 滝 実君

理事 中谷 元君

理事 宮本 一三君

理事 山本 幸三君

理事 渡辺 喜美君

理事 上田 清司君

理事 岡田 克也君

理事 仙谷 由人君

理事 古川 元久君

理事 上田 勇君

理事 前田 正君

理事 西川太一郎君

理事 木島日出夫君

理事 春名 真章君

出席國務大臣

大蔵大臣 宮澤 喜一君

通商産業大臣 与謝野 馨君

出席政府委員

内閣審議官 白須 光美君

金融監督庁長官 日野 正晴君

金融監督庁検査 五味 廣文君

部長 金融監督庁監督 乾 文男君

部長 大蔵省金融企画 伏屋 和彦君

局長 大蔵省国際局長 黒田 東彦君

中小企業庁長官 錦田 勝彦君

委員外の出席者

参(日本銀行総裁) 速水 優君

参(預金保険機構) 松田 昇君

参(預金保険機構) 藤井 保憲君

衆議院調査局金融安定化に関する特別調査室長

委員の異動

九月三日

辞任 岡田 克也君

補欠選任 中川 正春君

同日 海江田万里君

西川 知雄君

秋葉 忠利君

同日 前田 正君

同日 前田 健一君

同日 補欠選任 海江田万里君

同日 岩國 哲人君

同日 中川 正春君

同日 前田 正君

同日 西川 知雄君

同日 補欠選任 岩國 哲人君

同日 中川 正春君

同日 前田 正君

同日 西川 知雄君

同日 補欠選任 海江田万里君

同日 岩國 哲人君

同日 中川 正春君

同日 前田 正君

同日 西川 知雄君

同日 補欠選任 海江田万里君

同日 岩國 哲人君

同日 中川 正春君

同日 前田 正君

同日 西川 知雄君

同日 補欠選任 海江田万里君

同日 岩國 哲人君

同日 中川 正春君

閣提出第二号

債権管理回収業に関する特別措置法案(保岡興

治君外三名提出、衆法第一号)

金融機関等が有する根拠当権により担保される

債権の譲渡の円滑化のための臨時措置に関する

法律案(保岡興治君外三名提出、衆法第二号)

競売手続の円滑化等を図るための関係法律の整

備に関する法律案(保岡興治君外四名提出、衆

法第三号)

特定競売手続における現況調査及び評価等の特

例に関する臨時措置法案(保岡興治君外四名提

出、衆法第四号)

○相沢委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、不動産に関する権利等の調整に関

する臨時措置法案及び金融機能の安定化のための

緊急措置に関する法律及び預金保険法の一部を改

正する法律案並びに保岡興治君外三名提出、債権

管理回収業に関する特別措置法案及び金融機関等

が有する根拠当権により担保される債権の譲渡の

円滑化のための臨時措置に関する法律案並びに保

岡興治君外四名提出、競売手続の円滑化等を図る

ための関係法律の整備に関する法律案及び特定競

売手続における現況調査及び評価等の特例に関す

る臨時措置法案の各案を一括して議題といたしま

す。

この際、参考人出頭要求に関する件についてお

諮りいたします。

各案審査のため、本日、参考人として日本銀行

総裁速水優君及び預金保険機構理事長松田昇君の

出席を求め、意見を聴取したいと存じますが、

御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○相沢委員長 御異議なしと認めます。よって、

そのように決しました。

○相沢委員長 質疑の申し出がありますので、順

次これを許します。倉成正和君。

○倉成委員 自由民主党の倉成正和です。

本日は、デリバティブズの取引について、金融

監督庁、日本銀行に御質問をさせていただきたい

と思います。

金融監督庁から当委員会に提出された資料によ

りますと、デリバティブ取引額は、平成九年三月

末で想定元本二百兆円を超える銀行が五行、それ

からまた、大手十九行を合計しますと、二千九十

四兆円に上るといふ数字が出ております。想定元

本が多いことから、設定その他を間違えたと大

きな損失が発生する危険もあると言われておりま

す。当委員会に提出されたデータというのは一年

半前のデータであります。金融当局は最新また

は日々の動きについてどの程度実態を把握してい

るのでしょうか。金融監督庁長官、日銀総裁にそ

れぞれお尋ねいたします。

○日野政府委員 お答えいたします。

デリバティブの取引が近年ますます高度化して

おりまして、ただいま委員が御指摘になりました

ように、量的にも拡大する傾向にございます。こ

れは、金融機関の健全性を確保するという観点か

ら、無視できないものになっております。

金融監督庁といたしましては、今後このモニタ

リングを充実いたしまして、その実態把握を強化

していくという必要があると考えておりますけれ

ども、現状では決算期ごとに取引の種類別の想定

元本、時価評価損益等が報告、開示されているこ

とに加えて、昨年十二月に導入されました

マーケットリスク規制に基づく四半期ごとの報告

が行われているところでございます。

なお、複雑高度化したデリバティブ取引等の

第二類第九号

金融安定化に関する特別委員会議録第八号

平成十年九月三日

金融安定化に関する特別委員会議録第八号

平成十年九月三日

金融安定化に関する特別委員会議録第八号

平成十年九月三日

金融安定化に関する特別委員会議録第八号

平成十年九月三日

金融安定化に関する特別委員会議録第八号

平成十年九月三日

金融安定化に関する特別委員会議録第八号

平成十年九月三日

金融安定化に関する特別委員会議録第八号

平成十年九月三日

個々の取引をチェックするといった監督手法は物理的にも技術的にも大変困難を伴いますために、むしろこれらの取引に係る各金融機関のリスク管理体制をチェックする、こういう監督方法をとることにによりまして、これが国際的な流れともなっておりまして、こうした方法、手法での検査、監督をこれから充実してまいりたいと考えております。

○倉成委員 次に、同じ項目でございますけれども、日銀総裁にお尋ねしたいと思ひます。

○速水参考人 日本銀行としては、金融機関に対する検査、モニタリングを通じて、銀行の手がけております幅広い業務の実態を把握するように努めておるわけでございまして、デリバティブ取引につきましては、それぞれの銀行の取引度合いに応じて、取り組み方針やリスク管理の手法などについて、適宜実態の把握に努めているところでございます。

こうした新しくどんどん拡大していく金融市場、高度化されていく金融市場の一方では、やはりリスクが一段と多様化していくわけでございまして、日本銀行としても、個々の金融機関の、市場の高度化やリスクの多様化に適切に対応し得るよう、検査を通じて各行のリスク管理体制の点検に努めております。また、デリバティブ等新種の金融商品に関する理論的研究を進めておるところでございます。

具体的に申しますと、検査局内に、金融先端技術に関するリスク管理体制を評価する専門チームを設けております。これには専門家が約二十人入っております。それから、金融研究所には、先端技術の理論的研究を行うスタッフとして五名の者が研究に励んでおります。

以上でございます。

○倉成委員 今、日銀総裁からデリバティブズに対する研究などについてもお答えがございましたけれども、デリバティブズのような高度な金融商品を取扱う金融産業全般に、米国等では、既に金融産業はIT産業すなわち情報技術産業であると言

て言われております。このような中で、金融当局は、現在の状況あるいは今後の動向について、どの程度実際に把握をしておられるのでしょうか。体制や専門家の人数なども含めて、御説明を伺いたいと思ひます。

日銀総裁から日銀の実態についてお話がございましたので、金融監督庁長官からお答えをいただければと思ひます。

○日野政府委員 お答えいたします。

このデリバティブ取引を含むいわゆるオフバランスの取引が急速に増加しております。私どもといたしまして、これらの市場関連取引に係るリスク管理体制の実態把握に努めているところでございます。

具体的には、BISのガイドラインなどを踏まえて、各金融機関におけるリスク管理体制の整備状況等を的確に把握するために、市場関連リスク管理体制のチェックリストというものを策定いたしております。ここで、リスク管理の基本方針、経営陣の認識と役割、リスク管理のための組織体制、各種リスク管理などの項目につきまして、各種資料の提出を求めているところでございまして、これらの資料や説明の適否、問題点の所在の有無などを明らかにするように努めております。

このような金融業務の高度化、複雑化に対応するために、金融監督庁の発足に当たりまして、検査局内に市場リスク検査室というものを設けております。組織整備を図ったところでございまして、現在、この市場リスク検査室を中心にさらなる検査技術の向上を図っているところでございます。

さらに、高度化の著しい金融商品、金融取引等の実効性ある検査のために、これらの商品や取引等に精通した民間専門家を活用することが有益であると考えております。

このような観点から、金融監督庁の発足に当たりまして、既に公認会計士五名を検査官に登用いたしましたし、また、非常勤ではございますが、検査部の参事に商法学者を登用したところでございます。

また、先般、八月三十一日に金融監督庁が平成十一年度の機構・定員の要求をいたしました。ここには、デリバティブ取引等の高度の専門性を有する検査を専門的に担当する専門検査官、これは仮称でございますが、これを十八名要求いたしまして、検査官合計で百十三名の増員を要求しているところでございます。今後、この民間専門家の活用、登用を含めまして、専門家の育成に努めてまいりたいと考えております。

○倉成委員 今、金融監督庁長官からお話がありまして、それなりの体制は整っているとは思ひますけれども、やはりこういう分野はどんどん新しい商品が開発されていくという分野ですので、それなりの対応をしておかないといけない分野だといふふうに考えております。その定員の増加も含めて、民間人の活用その他をぜひ今後とも進めていただきたいと思います。

以上、今申し上げましたデリバティブズのいろいろな問題が、リスク管理の問題があるかと思ひますけれども、そういう観点から、長銀が破綻した場合、システムリスクの観点から何が起これと想定されるでしょうか。あるいは、長銀だけに限るとお答えしにくい場合は、一般に大手行が破綻した場合はどうなるのでしょうか。例えばそういうものについて、コンピューターシミュレーションのような手法で分析はできないものでしょうか。

まず、全般的なお話を大蔵大臣からお話しいただければと思ひます。

○宮澤国務大臣 詳しくは監督庁長官にお願いをいたしたいと思ひますけれども、私も詳しいことを存じておるわけではありませぬけれども、デリバティブズというものが比較的最近、しかも非常に急速に発達したものでありますだけに、これに關するいろいろなルールというものは必ずしも確立しているようではございません。

しかし、ペアリング・ブラザーズの場合でも見ますように、ちよつとした、一店店長のいわば自分の動機による取引がついに銀行の倒産に至った

というようなことがございまして、いわゆる元本が見せるほどネットは大きくないにいたしまして、しかし単位が兆ドルでございしますので、やはりこれの及ぼす影響は大きい。

殊に、仮に、仮にでございますが、我が国のある大きな銀行がデリバティブについてデフォルトを起こしたということになりますと、恐らくそれは日本の銀行の国際的な信用の欠如をあらわすものではないかと考えられます。

そのデフォルトによつて、我が国のほかの銀行もそういうデリバティブズのネットワークの中に入ること拒否されるような心配もございまして、無論ジャパン・レートというようなものも別途影響いたすと思ひますが、未知の世界に近いだけに、ちよつと、影響の及ぼすところはかり知れないものがあるのではないかと考えております。

○倉成委員 今、一行のデフォルトが起こった場合はそのリスクはかり知れない話になるのではないかと、大蔵大臣の御答弁をいただきましたけれども、その辺につきまして、金融監督庁長官の方から御説明いただきたいと思います。

○日野政府委員 お答えいたします。

仮にデリバティブ取引だけに限定いたしまして、この取引が破綻によつて一時的に清算されるということになりますと、国際金融市場に大きな混乱が生じるおそれがあることは明らかではないだらうかといふふうに考えられます。また、そればかりでなしに、大手の銀行が破綻した場合に、そのほかに、信用不安が連鎖することによりまして他の金融機関が市場の攻撃にさらされるか、あるいは信用収縮が生じまして企業の資金調達に困難になるといったようなおそれがあるといふふうに考えられます。

そういう意味で、デリバティブ取引を含む取引を行つていふような大手の銀行が破綻いたしますと、信用秩序の維持等、国民経済の円滑な運営に極めて重大な支障が生ずるものと考えられます。

○倉成委員 今お答えをいただいたように、かな

りのシステムリスクというのが想定されるといってお答えでございましたけれども、ちよつと繰り返しの質問になつて大変恐縮でございますけれども、長銀の公的資金注入について議論がされてゐるわけですが、破綻をしない限り、長銀に限りず一般に大手行について、破綻をする前に処理する場合と破綻後に処理する場合のコストの比較というのとは一体どうなるのでしょうか。そういう大きな比較ができないものなのかという感じがしております。

例えば都銀の場合は、今リスストラがほとんど進んでおりますけれども、多いところでは一万八千人からの行員がおりますし、これを都銀九行で平均しますと、一行当たり大体一万四千三百名ぐらゐの行員がゐるわけですが、破綻の場合は当然全員が失業というふうになるわけですから、失業となれば当然失業保険という形の社会的コストが出てくるわけでございます。そういう場合も含めて、コスト比較、破綻前に処理する場合と破綻後に処理する場合のコスト比較みたいなものができないかどうか。その辺のところは国民の間にもなかなかわかりにくい点ではないかと思ひますので、重ねての質問で恐縮でございますけれども、お答えいただければと思ひます。大蔵大臣、お願いします。

○宮澤國務大臣 そういふシステムのようなアナリスがございませうか、実は不敏で存じませんが、普通に考えますと、破綻前でございますと、御承知のようにいろいろな救済方法がございします。

仲間の金融機関と合併するとか、あるいはまた早期是正措置で救われる場合もございしますし、あるいは、もし資本比率が悪ければ公的な資金の導入を申請するといったような方法がございまして、つまり、今倉成委員のおっしゃいますことをそのままお答えいたしますならば、やはり破綻をしないで済むための方法がいろいろございします。その場合にももちろん、当該銀行が厳しいリストラをしなければならぬとか、役員の問題が起ることとか、それはいろいろございしますけれども、

も、社会に与えるインパクトというのはそれで救われることになる。

しかし、破綻となりますと、これが殊に突然起りますと、いわば全くオーダーに物事の処理はできないわけでございますので、それだけでも世間に非常に不安を与えますが、いわんや、銀行の活動の範囲が大きければ大きいほど社会に与えるインパクトは大ききうございします。社会的なコストはやはり破綻による場合には非常に大きいといふふうな考えでおります。

○倉成委員 今、大蔵大臣の方から御回答をいただきましたけれども、やはり大手の銀行が破綻といふことになりましたと、その社会的なコストといふのは大変なものだ。これが、できれば数字的なもので計算ができると非常に国民の間にもわかりやすいだらうなという感じがいたしておりますが、なかなか難しい点があるかと思ひます。

次の質問をさせていただきたいと思ひます。これもなかなかお答えにくい質問であると思ひますけれども、あえて質問をさせていただきます。

世間ではさまざまな風評とありますが、風説が飛び交つておりました。長銀のケースは特殊なケースではないのかという話もありま

す。すなわち、ほかに破綻が懸念されるような大手行はないのでしょうか。

長銀に対して破綻前の処理ができないことになりま

す。当然ながら他の大手行についても破綻前の処理ができないということになります。その場合、仮に大手行数行について破綻の懸念が出てきた場合、我が国の金融システムそのものの信頼を失うことになると思ひます。この点はいかがでございませうか。大蔵大臣、お願いします。

○宮澤國務大臣 他の銀行のことを私存じませんが、金融監督庁長官の御所管でございしますが、長銀の場合を見ておられますと、先日来たたびの委員会で尋ねがございましたように、ことの三月に資本導入をするときには決して危険な銀行といふふうには恐らく金融危機管理委員会も考えてはなかつたでございませうし、世間も

考えていなかったわけでございます。

それで、アタックが起りまして、それがかなり広く世間に伝えられるようになりましたのはある月刊誌の記事からであつたと思ひますけれども、御承知のように、あそこは金融債を発行しておりますから、新規の募集が難しくなつた、あるいは期限前の償還というふうなことも起つてくる、そういう意味で金繰りが非常に、てきめん苦しくなつてまいります。

株価はしたがつて暴落するというような、そういう状況の中で、銀行の実態が悪くなつたと申しますよりは、まず金融的に非常に危機に陥つた、こういうことが先に立つたやうでございします。で、それに従つて実態も悪くなつたといふことでございしますが、どうもあの経緯を見ておられますと、いわゆる危機説といふものが危機をつくつたといふ印象が深いわけでございます。

ですから、今後そういうことをどういふふうにして防ぐのがよろしいのか。やはり根本は、ちゃんとした検査がございまして、そしてその検査に基づいて、銀行自身が自分の利益のためにある程度のものをデイスクローズしていくということが一番いい方法であらう。今それができておりましたので、将来はそうなることがいいのかなと思つております。

○倉成委員 同じ質問を、金融監督庁長官にもお尋ねしたいと思ひます。

○日野政府委員 お答えをいたします。

ただいま宮澤大蔵大臣が御答弁されたことに尽きると思ひますが、私も、現在、大手十九行に対する検査を集中的に行つております。自己査定結果を踏まえた、外部監査によるチェックを経た本年三ヶ月の決算で発表されてるところでは、自己資本比率はいずれも八%を確保しております。他、大手十八行について、現時点では、今御懸念になつておられるような破綻という銀行があるといふふうには認識しておりません。

○倉成委員 今あえてお答えにくい質問をさせていただきます。今現在破綻をしよう

銀行があるかどうかという意味よりは、今後そういうケースが、三月の時点ではよかつた、あるいは九月の時点ではよかつたという銀行であつても、将来、先ほどもお話がございましたように、この銀行がどうも危ないらしいという風説が出てくるだけでも、その銀行についてのいろいろな意味での信用が失われて、破綻に近い状態に追い込まれるというケースが今後とも出てくるのではないかなと思つております。そういう場合に、今回の長銀についての破綻前の処理のようなことができない場合には、できないといふことに仮になりますと、非常に大きな社会的な不安を起すのではないかなという感じがしております。

お尋ねしたいことはほかにもございしますけれども、私が御用意いたしました質問は大体これで終わりますので、時間がちよつとありますが、これで質問を終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございます。

○相沢委員長 これにて倉成君の質疑は終了いたしました。

次に、岩國哲人君。

○岩國委員 民主党を代表いたしまして、質問させていただきます。思ひます。

まず最初に、長銀債の償還と発行の毎月の計画について、九月、十月、十一月、十二月と、どのようになつておるか。これは五年物の利付債について、その計画をお示しいただきたいと思ひます。

○日野政府委員 突然の御質問でございします。具体的な数字を今ちよつと持ち合わせておりませんので、お許しただければありがたいと思ひます。

○岩國委員 委員長、これは事前に、そういった毎月の償還額、それから発行額、九月、十月、十一月、十二月、けさからそういうことを要求し、通告してあります。これは、ぜひともこの委員会に提出してもらつたように理事会でお取り計らいをいただきたい、そのように思ひます。

○相沢委員長 後刻理事会で相談いたします。

○岩國委員 次に、この利付長銀債の発行条件についてお伺いします。

利付長銀債の発行条件、表面利率は幾らなのか、また市場利回りは幾らなのか。日本興業銀行との比較において、簡潔に御説明いただきたいと思ひます。

○日野政府委員 お答えいたします。

利付長期信用債券、いわゆるリッチョーと呼ばれるものでございますが、これは五年物の発行条件でございますが、本年の八月十日現在の発行条件としては、利率が、八月債が年二・一％、それから七月債が年二・一％、募集期間は八月十一日から八月二十日までということになっております。(岩國委員「市場利回り」と呼ぶとちよつと今のところ資料を持ち合わせていませんので、調べさせていただきます。)

○岩國委員 発行利回りと市場利回りの違いは、当然監督庁の方ならおわかりだと私は思ひますけれども。要するに、発行されたときの利回りのままで市場で取引されているとは限らないわけであつて、市場がイエローカードを突きつけているのか、レッドカードを突きつけているのか、それが大切なところで。

株価についてはこの委員会でも随分議論がされていいます。しかし、株式も額面で常に取引されているという国はどこにもないわけですね。債券についても、これは動く商品ですから、当然、動く商品が発行することによって資金調達をやつてきた長期信用銀行の検査、また経営体質の吟味ということについては、この市場利回りということが一番大切なものではありませんか。株価以上にこれは大切なことです。

もう一度、長官、お願いします。

○日野政府委員 お答えいたします。

発行されている金融債の銘柄が非常に多いものですから、例えば二〇〇〇年の四月二十七日に償還される発行利回り二・七％につきましては、現在では複利の利回りが、基準気配では一・〇八〇ということになっております。

○岩國委員 これは新聞等でも報道されておりますけれども、二・一％の利率で発行された長銀債が、市場では五％の利回りで見られていて、ということとは、発行したら直ちに一〇％値下がりして取引されているのです。興銀債と同じ二・一％で発行されても、興銀の場合にはほとんど発行価格で取引されているにもかかわらず、いきなり発行価格割れで取引されている。

この現実について、監督庁はどのようにお考えになっておりますか。また、先ほどの発行条件についても、一般投資家が窓口に行つて二・一％のものを買いますか。この二点、答弁をお願いします。

○日野政府委員 お答えいたします。

発行価格とそれから市場での価格というのは、恐らくその信用力によつて違つてくるだろうというふうな考えられるところでございます。

○岩國委員 いや、答弁漏れがあります。

一般個人が買える条件と、二・一％なんというのは金融機関しか買えない条件でしよう。なぜ長期信用銀行は、同じ信用を背景にし、同じ五年の債券を調達しながら、個人の人には〇・九％、金融機関が買ひに来たら二・一％。なぜこのような差別が行われておつて、その差別に対して一般投資家からの苦情は来ていないのかどうか。

何よりも、二・一％で発行したものが五％ということは約一割の値上がり。そして、一般投資家の場合には、〇・九％で買ったものを市場で売りに行けば、たちまち一割以上の損失でもつてしか売却できない。このような一物二価、これが堂々と東京の中心で行われていることについて。しかも、今長官がおっしゃいました、これは信用力の差だ。つまり、監督庁が検査に入る前からもう既に市場が検査に入つていっているのです。答えを出してやるでしよう。その後追ひさえもしないんですか。

○日野政府委員 お答えいたします。

お言葉を返すようですが、一物二価ではなくて、やはり物が違つて、これはそれぞれ、片方は二・一％、それから片方が〇・九％ということですが、

例えばロットも違いますでしようし、それはやはり物が違つたというふうな認識せざるを得ないのではないかと思ひます。

○岩國委員 ロットの違いだけで、それはまとめて買えば二・一％で買えるということですか。

それから、市場利回りとの乖離の激しさについて、何カ月前からこの乖離が生じたのか。これは、三年、五年前、十年前にはこの乖離はなかったはずでしよう。つまり、市場の利回りというものを見ながらこの発行条件は決められてきたはずです。また、大蔵省もそのような指導をしてこられたはずで。にもかかわらず、今はこれだけ激しい乖離を伴つたまま、しかも、同じ長期信用銀行という信用を背景にしながら、同じ五年の債券が違つた条件で発行されているということのおかしさ。それに加えて、両方とも損をしなければ市場で取引ができないような発行条件が、他行との比較においても、何カ月前からこれが行われているというところについて。

監督庁は、長官は再三、預金者保護、投資家保護ということをおっしゃいます。アメリカのSECは、投資家を保護するための機関として栄光の歴史を歩んでいるでしよう。日本の監督庁は、一物二価で、物が違つた。したがつて、物が違つた条件でも、金融機関には二・一％、一般投資家には〇・九％。このようなことを大体認めているのがおかしいのです。投資家保護、預金者保護という点からいえば、なぜ個人と小口は虐待される。そのような投資家保護の精神がどこにありますか。御答弁をお願いします。

○日野政府委員 お答えいたします。

なかなか私の申し上げていることが御理解いただけないのが残念なんです。結局、発行条件というのは売れるかどうかということと考えた上で決めるわけではございません。もし売れなければもういった条件にはならないわけではございます。要するに、商品でございませうから、果たしてそれが市場で通用するものかどうかということ考えた上でいろいろ条件をそれぞれの企業が決める、経

営戦略の問題ではないだろうか。

つまりは、ある意味では株と同じで、市場がその価格を決定しているのではありませんか、それを買うかどうかということも、それは市場によつて、果たして買うべきものであるかどうかということはお客さんが判断すべきことなのかなというふうな思つております。

○岩國委員 私、失礼ですけれども、監督庁長官の資格審査を一遍やらなきゃならないんじゃないかと思ひます。聞いていらつしやる方は、私だけがわからないようなことを長官はおっしゃいますけれども、私以外にもわからない人間はいっぱいおります。信用力の差だということをおっしゃつた以上は、信用力の差は発行条件に反映されなきゃならないでしよう。株価にしてもそうです。松下、日立、東芝、いろいろあれば、企業の魅力によつて株価というのは発行条件が違ふもので

債券の発行条件は信用力が反映されるものであつて、市場でそれだけの大きな信用力の差が数字であらわれているときに、信用力の差があるというところを一方ではおっしゃいながら、興銀と長銀が同じ条件で発行されてもこれはおかしくないかと。どこか矛盾しているんじゃないでしょうか。

○日野政府委員 お答えいたしますが、もともと発行条件というのは企業が決めるものでございまして、そして、それがマーケットで販売されるかどうか、売れるかどうかということは、マーケットの情勢を見ながら企業が発行条件を決めるものだろうというふうな思ひます。

私も、監督といひましても、そういった市場、マーケットで決められるような事柄を私どもが、それをやめなさいとか高過ぎるとか安過ぎるとかいうことは言えないということは御理解いただきたいと思ひます。

○岩國委員 もうこれ以上この問題について質問するのは、私はあきらめたいと思ひます。

というのは、そういうた、市場において適正な値づけが行われているかどうかを監督するのは、

監督庁の一番大切な使命ではありませんか。株価においても同じことです。何か異常な株価です。きのうまで千円だった株価がきょうは三百円。これは皆さんがお決めることですから結構です、こういうことにはならないでしよう。

発行価格と市場価格との乖離がいつから生じたか。なぜこんなに大きな乖離が生じたまま、毎月毎月、これからも同じ条件で市場の利回りというものを無視しながら発行価格が決められて、これが本当に投資家保護と言えるかどうか。この点について答弁を求めません。しかし、監督庁としてしっかりこれは考えた上で、これからの金融行政を展開していただきたい、投資家保護の行政に立ち返っていただきたいということを要望します。

次に、長銀の検査について伺います。
現在行われている長銀の検査は、いつから開始され、いつが終了予定日なのか。人数は何名動員されたのか。たしか十五人ということに答弁されたと思いますが。延べ人数としてはどれぐらいをこの調査にかけられるのか。終了予定日はいつか。それを簡潔にお願いいたします。

○日野政府委員 答えいたします。
長銀の検査は、今回は七月十三日から立入検査を実施いたしました。当初十二名の検査官を投入いたしました。その後三名を追加いたしました。合計十五名の検査官によって検査を実施しているところでございます。

また、検査の終了の時点を上昇させることができないことはひとつお許しいただきたいと思っております。

○岩國委員 しかし、作業をやる以上は、いつまで終了させたいという目標日ぐらいはあるんじゃないですか。

大体、十五人の大切な少数精鋭の人間を投入しておいて、いつでも適当に仕事が終わったら帰ってきなさいという程度の仕事のさせ方ですか。それとも、いつまでにかつてこいという一つの目標日を与えて仕事をさせているのですか。それとも、その十五人のリーダーはいつまでたつても行

方不明で、極端に言えば、これは市場のうわさですけれども、検査は既に終わっているのに帰ってくることを認められていないのか。帰ってきたら何かを言わなきゃいかぬ。つまり、検査員の飛ばしが行われているのかどうか。そういうことも含めて返答をお願いします。

○五昧政府委員 答えいたします。

長期信用銀行の検査は、十九日検査の一環といたしまして、七月の十三日から入りました。目的は、三月時点での自己査定と正確性をチェックする、こういうことでございます。そのための検査を続けておりますけれども、今回、住友信託銀行との合併に関連いたしまして、公的資金の導入を要請する予定であるという発表がございました。そうなりますと、三月時点での資産の自己査定の正確性のチェックをしつづつ、その後起こりましたもろもろの事象について、やはりできる限りの実態把握をあわせてする必要があります。

このために、当初、普通はこのたぐいの検査ですと二月もあれば大体平均として終わっておるといふ見通しで、そうしたもとで事務計画も策定をし、メンバーも決め、追加投入もいたしましたけれども、どうもやはりもう少しばらつくか、これが実情でございます。

○岩國委員 住友信託に対する調査は、いつ開始され、何人が投入され、延べ人数は幾らで、終了予定日はいつですか。

○五昧政府委員 住友信託に対します検査は、七月二十四日から入っております。人数は十一名でございます。

それで、立入検査の終了でございますが、ちよつと資料をチェックさせていただいてよろしゅうございませうか。

○岩國委員 資料を調べていただいている間に、追加質問。

それから、地銀に対する検査の開始をたしか新聞報道で見たことがありますけれども、地銀検査はいつから開始される予定かも、こちらにおいてになったときにあわせて答えていただきたいと思

います。

○五昧政府委員 大変失礼いたしました。

住友信託銀行に対します立入検査は、七月二十四日に立ち入り開始し、八月三十一日に立ち入りを終了しております。現在、部内において、その検査結果の整理と精査を行っておりますところでございます。

それから、地方銀行でございますけれども、地方銀行につきましては、八月二十四日以降、各財務局によりまして、十一行、立入検査を開始をされております。

○岩國委員 そうした住友信託の件も終了したようです。地銀検査に出るだけの余裕があるならば、これは、全世界注目この長銀検査の終了をできるだけ早く、いつまでというめどなり発表していただかないと、ここでの議論がさっぱり実質的に進まないんじゃないですか。

債務超過になつていっているのか、きのうもいろいろな委員から既に質問も出ております。債務超過が債務超過でないのか。債務超過であるということとは聞いていないという、そういうネガティブな表現ではなくて、もっと明示的に、債務超過ではつきりありません。また、長銀の検査が終了しなければ、住友信託も合併していかどうかはわからないんじゃないでしょうか。

ましてや、公的資金の投入については、佐々波委員長の答弁によれば、新しい合併銀行の収益性にもよるといったような答弁を聞いたことがありますが、その数字と、それから長銀の検査結果を踏まえて、その数字でシミュレーションをやつて、まず収益性というもののめどをつければ、公的資金を投入して返ってくるものやら返つてこないものやら、めどがつかないんじゃないでしょうか。

再度お伺いします。どこかにその作業日程の終了予定日というのは書いてありませんか、薄い鉛筆でも。

○日野政府委員 答えいたします。

住友信託銀行と長銀とが合併するという前提で

今いろいろ手続が進んでいるわけでございますが、今お話しになりましたような両方の資産の状況を合体してシミュレーションするということは、これは両行が自発的に、自主的に合併をしたというふうに言っていることですので、官側が、おまえのこの資産はいかほどと認定するか、おまえのこのところはどのくらいだといつて、あえてその合併比率をこちらから提示するようなことは、これはもう絶対言えないことだろうと思

それから、検査を前提としてということではなしに、検査はあくまでもゴーイングコンサーンというところで非常に動態的な切り口で資産の内容を検討しております。ところが、合併ということになりますと、やはりまた違った観点、つまり、住友信託から言わせると、いわゆるデューデリジェンスというものを実施することによって、また別な切り口で資産の内容を検討すると言っておりますので、私どもの検査の終了を待つたないかと関係なしに、合併そのものの手続は進行させていただいて一向に差し支えないのではないかとこのように考えております。

○岩國委員 何度お聞きしても、作業の終了の目標日さえも明らかにされないということを大変不満に思います。

また、長官ただいま自主的にとおっしゃいますけれども、本当にこれは自主的な合併なんですか。自主的な合併であれば、なぜ国民の嫌がる税金を使わなければならないんですか。町へ出て聞いてみてください。自主的な合併だったらどうぞやりください。何も我々、ここでこんな議論する必要、時間さえももつたないことです。自主的な合併だとはつきり断言されるのであれば、税金はび一文使わないで自主的な合併を実現させたらどうですか。答弁を求めます。

○日野政府委員 答えいたします。

合併というのは、これは商法とかあるいは銀行法に基づいて行われるものでありまして、私的な契約でございます。私が自主的と申ししたのは、

私的な契約というのは自主的に行われるべきものであるというふうに申し上げているわけでありまして、国がそれに対して進めなさいとかあるいはやめるべきだということを申し上げる立場にはないということをお願いしている次第でございます。

○岩國委員 自主的、自主的と強調されるその裏には、そうした、強制してないんだ、こつちから頼んでないんだというイメージをつくりたいというお気持ちだろうと思えますけれども、六月二十六日、日野長官は新聞記者に対して、これは通常の合併ですと、はっきりそこで明言していらつしやいます。通常の合併ということと自主的な合併という、この言葉二つを重ね合わせれば、公的資金の投入など全然前提にしない合併だと国民は聞かされているんです。そのとおりでよろしいでしょうか。

○日野政府委員 お答えいたします。

その公的資金の投入といひますのは、これから長銀が預金保険機構の金融危機管理審査委員会に対して申請されるわけでございまして、それは、当事者である長銀が申請されるのを待って、その委員会において判断されるべきものであるというふうに考えております。

○岩國委員 それでは次に、金融危機管理審査委員会、きょう佐々波委員長に御答弁を期待しておりました。昨夜から何か扁桃腺ということ、返答をしないという意味のへんとうせんじやないとは思いますが、急な扁桃腺ということ、かわりにどなたから答弁いただきたいと思ひますけれども、審査委員会において、三月の投入時点においてヒアリングは行われたのかどうか。そのヒアリングのときに、簿外債務、不良債権、飛ばしについて、海外のペーパーカンパニーの存在等も含めて、何らかの指摘あるいは指導がそのときに行われたかどうか、それをお願いいたします。

○松田参考人 審査に關与しました一員として、委員長に於て経過をお話し申し上げます。

三月の資本注入の場合、長銀の場合でございますけれども、三月五日に受け付けまして、八日から十日の間に審査をいたしました。

若干今の質問に絡みますので、審査の概要についてお話し申し上げたいと思ひますが、まず、事務局が予備ヒアリングを実施いたしました。申請内容とか提出書類の整理を行ひまして、これを各委員に提供いたしました。そのときに委員長から大蔵大臣及び日銀総裁に對しまして、それぞれ提出された事実関係についての、信憑性と申しますか、事実上誤りがないかどうかについての確認方を御依頼申し上げました。

そこで、このような準備が行われた後で審査委員会における審査に当たつたわけでございますが、そこで行われた主たるものとしては、例えば、不良債権の償却、引き当て方針等に対する提出資料の内容の事実上誤りがあるかないか等について、大蔵大臣及び日銀総裁から総括的な報告、御発言をいただき、それを参考としながら、委員全員で、例えば今後の業務計画や収益見通し等に關して検討を行ひました。

他方、頭取を召喚いたしました。例えば十二年末の資本額の見通しの問題とか、海外業務提携先との関係とか、発行条件等についていろいろとヒアリングを実施し、その後、発行条件について、客観性を持たすために外部の複数の専門機関から意見を徴しまして、それをさまざま検討いたしました結果、長銀の申請に對しましては、劣後ローンの申請額のうち、自己資本比率の直接的な向上につながらない部分を削減いたしました。減額をいたしました。そして後、優先株式千三百億円とローンの四百六十六億円については、経営健全性確保計画も適切であると当時の委員全員で意見が一致いたしました。議決を見、閣議決定を見た後、資本注入に及んだということでございます。

先ほど先生御指摘のありました、海外の飛ばし、海外の隠し資産があるかないか、そのようなことについては、ヒアリングの中では直接出なかつたと思ひます。(岩國委員「それは、検査の中でも海外ペーパーカンパニーの存在というのが見つ

かつていますか」と呼ぶ)

○相沢委員長 発言の許可をもらつてください。

岩國君。

○岩國委員 それでは再度。九六年、二年前に検査が行われております。二年前の検査で、不良債権、簿外債務、飛ばしについて、何らかの指摘や指導は行われたか。それから重ねて聞きますけれども、今回の今までの検査の中で、海外ペーパーカンパニーは存在しておつたかどうか、それから飛ばしが行われておつたかどうか、簿外債務があつたか。この三つの項目について、二年前とそして現在と、それぞれについて指摘、指導は行われたかどうか、簡潔にお答えいただけませんか。

○松田参考人 大蔵大臣と日銀総裁に事実関係の信憑性等について御依頼を申し上げまして、それぞれラインシートを相当量お取り寄せになつて精査をされた上での総括的な意見をいただきました。その中に、具体的に、個々の貸出先である海外の問題、あるいは先生が言われた飛ばしがあるかないか、定かではありませんけれども、その問題、それはございません。ただ、ヒアリングの中で、簿外債務になる有価証券の評価損益の問題については、我々もヒアリングをいたしました。

○岩國委員 海外におけるペーパーカンパニーは存在しておらなかつたというふうに、検査をされた担当官はきちつと報告しておりますか。それとも、その疑いは今でも残つておるのでしょうか。あるいは、まだ検査されておらないから答弁できないということなのでしょうか。三つのうちのどちらですか。

○松田参考人 先ほど申し上げましたように、審査委員会の席上では、個々の貸出債権とかいうことを個別の審査はしておりません。で、きません。した、時間的にも。したがって、それは、実際にその検証に当たられた大蔵省とかあるいは日銀の方でどのぐらいごらんになつたかわかりません。総括的な御意見をいただきました。

○岩國委員 住友信託と長銀の合併についてお伺

いしたいと思ひます。

公的資金の必要額というものの見積もりは、大体どれぐらいの見積もりで考えておられるのですか。

八月二十日ですか、首相公邸で行われたという三者の談合、まさに政官財の癒着を象徴するような顔ぶれでそのようなことが話し合われたと新聞等で報道されておりますけれども、その席で、合併した場合の必要な公的資金というものについての話し合いは一切行われなかつたのですか。数字は一切出なかつたということでしょうか。

○日野政府委員 お答えいたします。

たびたびお答え申し上げているかと思ひますが、長銀が不良債権を償却する、一方で、リストラ計画に盛り込まれておりますように、本店の売却等によつて多少資産が入つてまいりますので、それを差し引きしまして、そのマイナス分を資本勘定から控除する、こういうことになりました。こゝまでは長銀のリストラ計画で明確にされているわけでございます。

あと何かほどの公的資金が必要かということ、いろいろな考え方がありますが、一、二のくらは長銀が、将来の合併に向けて、一体どのくらい入れるのが適当かということをやはり考えて決めるべきものではないかというふうに考えております。決して多いからいいというものでもなければ、少なくてもいいというものでも、その辺の金額というものは、やはり長銀がみずから判断して、考へて申請されるべきものであろう。あとは、審査委員会において、それが認められるかどうかということをお願いするにしようと思ひます。

○岩國委員 日野長官の昨日の答弁の中で、秘密協定という言葉がありました。この秘密協定というのは、秘密の協定なのか、あるいは秘密を守るという意味の守秘協定なのか、どちらでしょうか。

○日野政府委員 お答えいたします。

後者でございます。要するに、合併の当事者というのはお互いにまだ別な人格でございしますの

で、幾ら話し合いをしても、同一人格の一つの会社になつてしまふ一つの頭脳が手足を動かすかも知れませんが、別な人格ですから、いろいろ話し合つてゐる間に、その話の内容を漏らすことが考えられますので、そういうことは一切他言しないという意味で、今お話しになりました後の方でございます。

○岩國委員 それでは、その秘密協定が結ばれた日にはいつですか。

○日野政府委員 これは私の記憶だけになります。たしか合併委員会というのが両行に設置された日だつたと思ひますので、七月の二日ではなかつたかと思ひますが、合併委員会が両行に同時に設置された日だつたと思ひます。

○岩國委員 次に、銀行に対する業務指導について伺ひたいと思ひます。

まず、配当でありますけれども、公的資金が配当に回つたということは昨日もいろいろと質疑されましたけれども、銀行に対する配当の指導はどのように行われてゐるのか。つまり、配当性は四〇％以内という指導がなされて行われておつた。そして、何年か前にそれが廃止されておつた。廃止された結果として、四〇％以上の利益が配当として支払われることが可能になつてしまつた。この長銀の場合、過去三年間、配当性は幾らでしたか、四〇％に對して。

○日野政府委員 お答えいたします。

これは平成九年の七月に廃止されましたが、大蔵省の銀行局から出されております通達によりまして、従来は、商法で定められております許された配当に絞られて、配当性向四〇％以内というふうに定められておりました。

ところが、これは平成九年七月に廃止されておりますので、この廃止の結果、新しい配当政策といひますか、に基づいて配当されてゐるのですが、今ちよつと具体的に配当性の数字を持ち合せておきませんので、しばらくお許しいただきたいと思ひます。

○岩國委員 私が調べたところによりますと、配

当性は八〇％ぐらいに達してゐるのぢやないかと思ひます。四〇％ははるかに上回る。その利益のほとんどをすべて社外に配当として支払つてしまふ。

しかも、一番直近の配当でいへば、六月二十五日の株主総会で決められた配当。大野木頭取はこの委員会、六月中旬から急激に経営が悪化してきてゐると。ということを知りながら、しかも大蔵大臣が、公的資金を入れないと破綻せざるを得ないとはつきりと天下におつしやつてゐるような銀行が、経営者自身が経営の内容の悪化していることを十分に知りながら、配当を六月二十五日にそのまま払ふことを総会に諮るといふのは、これは責任容疑として告発しなければいけぬのぢやないですか。長官の御意見を伺ひます。

〔委員長退席、山本(有)委員長代理着席〕

○日野政府委員 確かに、大蔵省のその通達が廃止されましたのは、さきさき通達を最近に至りましても廃止しておりますが、私どもの立場としては金融機関が自分の意思決定機関である株主総会において決めることですから、それを高いとか低いとか言う立場にはございせんけれども、今後、自己資本比率を充実させるという観点から、場合によりましては配当等の外部流出を抑制していくという観点から、一定の自己資本比率となつた金融機関に對しましては、法令に基づく早期是正措置を發動いたしまして、配当の抑制、あるいは場合によりましては禁止といったような命令を出すことも考えなければならぬのぢやないかというふうにしてあります。

○岩國委員 時間が終了しましたので、質問を終わります。

○山本(有)委員長代理 これにて岩國君の質疑は終了いたしました。

次に、坂口力君。

○坂口委員 平和・改革を代表しまして、お聞きをしたいと思ひます。

岩國先生の御質問は非常に難しい質問ばかりで

ございましたが、私の易しいことばかりでございまして、ひとつお気軽に御答へをいたしたい結構でございます。

先日来、過去のデータを整理いたしております。平成五年一月二十九日の予算委員会の質疑が出てまいりまして、これは、当時宮澤総理がお答へになつておりました、私の方、その当時公明党の書記長をいたしておりました市川が質問をさせてもらつてゐるものでございまして。

この内容を見ますと、現在と同じようなことが議論されておりました。金融の自由化の問題、八％の自己比率の問題、それから銀行のディスクロージャーの問題、そして不良債権の引き取り機関の問題等々、これは二、三日前のものでないかと思ふほど、この五年間、時間がたつておりますのに変わらぬ内容でございました。ある意味ではこれは先見性のある質疑ではなかつたかと思ひます。

その中で市川氏が質問をいたしておりますのは、金融の自由化というものを、政治家はもちろんのこと、大蔵省も日銀も、あるいは銀行も、すべて少しく見過ぎていたのではないかと、景氣に對する影響というものの中には金融の自由化というものが大きく影響してゐるのではないかと質問をいたしております。それに対して、宮澤総理も最後に、ほぼ一時間余り、いわゆるパブルがはじけたことによる経済への影響についていろいろお話を伺ひました。私はそのことはそのとおりであると考えてお答へをいたしました。大事なことは、しかしそれは我々にとつて大切な教訓でございまして、これに對する準備は十分にできているということをおし上げておきたいと思ひます。こゝろ結んでおみえになるわけでありまして、お認めになりながら、しかし準備万端できておりますよ、御心配は要りませんというのを述べておみえになります。

このことに対することをきようはお聞きをしよとするわけではありませんが、こういうものを見ながら金融の自由化をずっとさかのぼつて見て

みますと、一九八〇年代半ばぐらいから日本の金融の自由化はいろいろな形で徐々に徐々に行われてきております。一部のものだけビックアップをいたしますと、一九八四年の六月にいわゆる円転換規制の撤廃がございまして、これはかなり大きかつたというふうにお思ひますが、一九八五年からは外国銀行の営業が開始をされ、そして一九八六年以降、多数の外国の証券会社が東京証券取引所会員の資格を取るといふようなことが幾つもございました。

それで一九八〇年代後半ずっと続いてまいりまして、それから九〇年代になりましてから一時少し途切れるわけですが、また一九九六年ぐらいから幾つか始まりまして、今回の金融ビッグバンといふものに結びついてきてゐる。日本におきますその前半、一九八〇年代半ばからの金融の自由化といふのを第一期とすれば、今回は第二期と言つてもいいのではないかとこのように思ひます。

日本におきます第一期の金融の自由化は、パブルの形成、そしてその調整過程におけるパブルの崩壊と、非常に大きな影響を与えてきたというふうに思ひます。そして今回、金融のビッグバンといふことになつてまいりまして、この金融ビッグバンがこれから先日本の経済にどんな影響を与えるのかといふことは、これはいろいろなことが予測されるというふうにお思ひますが、現在の経済状態の中で、これからどのような影響を与えていくというふうにお考えになつてゐるか、まずちよつとお聞きをしておきたいと思ひます。

〔山本(有)委員長代理退席、委員長着席〕

○宮澤国務大臣 坂口委員も長い間日本の経済の推移をごらんになつておられますので、今のようなお尋ねをいただいたものと思ひます。

私自身もいろいろ思ひがございしますが、やはり一九八五年のプラザ合意というものが、我が国の経済を非常にいつときは大変に元氣よくさせまして、円が統制いたして海外に企業が進出する、東南アジアの工業化が急速に推進するといふような

面がございました。他方で、しかし、その裏がやがて出てくるわけでございますが、その段階における規制解除というものは、主にやはり為替関連から始められたように思います。

我が国はいろいろな為替管理をしておりまして、これだけの外貨を持つておる国がそんなに長く為替管理をすることは許されないということはみんなの言うことでございまして、したがって、為替管理の緩和あるいは撤廃ということが常に最初に進んできたように思います。

と申しますのは、ありていに反省をいたしました。国内の金融機関のあり方、銀行、証券、保険等々でございまして、これはいろいろな理由があつて私は非常に自由化が求められた、大変におつた、ビッグバンが求められたというふうに思つております。

これは、いろいろアメリカとの交渉にも関係はございまして、一般産業に対する統制解除、自由化というものは非常に早くスタートいたしましたので、日本の各産業は苦しいところを何とか自立をいたしましたけれども、金融だけがかなり手厚い保護を受けてかなり長きに及んだ、私はいくつかの理由があるというふうに思つております。

と同時に、しかし、先ほどから坂口委員が言われますように、その間にプラザ合意の結果のバブルがバーストしまして、破裂をいたしました。不良債権の処理が当面の問題になってしまった。したがって、我々にとっては、おくれで始まりまして規制緩和と、同時に起こりました不良債権の処理とを、一緒に行わなければならないという事態になったと思ひます。これが問題を大変に難しくしていると思ひます。もし日本の金融機関が、五体健全で十分競争力を持ち、競争精神を持っておりましたら、ビッグバンというものは、これだけ苦しくはなかつただろうと思ひます。現実には、ビッグバンになりました。さて日本

の金融機関の幾つが果たしてこの新しい時代に生き延びていけるだろうか、世界で仕事をできるだろうかというのを今の時点で考えますと、まことに心寂しい気がいたします。昔であれば、坂口委員にしても私にしても、あそこあそこあそここぐらひはやるだろうと知つておつたものでございまして、けれども、どれも傷ついて、そしてなかなか世界に伍して仕事をできるような体制になつておりません。

ウィンブルドン効果ということをおは余り真剣に考える方ではございません。日本の利用者が、消費者が本当にいい金融商品に恵まれるならば、それが日本の銀行であろうと外銀であろうと、私はそのことは余り言うべきでないという気持ちを持つていて人間でなければ、いかにも、この世界的な規制解除、ビッグバンの中で、世界に向かつてひとつ出かけていこうという元氣のある金融機関が本当に見当たらないということが、今の我が国の苦境を表現しているのではないかと、今、我が国に私は思ひます。

○坂口委員 金融の自由化が非常に求められておる御指摘でございます。さて、確かに求められているというふうに私も思いますが、前内閣、橋本内閣のときに六つの改革というものが掲げられて、そしてその中の金融の改革というのがフロントランナーというものが言われて、その金融の自由化の中のまたフロントランナーとして為替の自由化というものが取り上げられた。

それで、おくれではいたたけようけれども、しかし、金融の自由化が取り入れられたこの時期は、不良債権をまだ片づけずに金融機関が非常に苦しい最中であつた。しかもまた、日本全体として不況の真つただ中にある中でこのビッグバンが行われた。おくれでいたかもしれないけれども、この時期は、これはよかつたのかどうかというところはあると思うのですが、どのような考えでございましょうか。

○宮澤閣僚 為替がまさに常に先導してあり

まして、今回もさうでございました。それは、いろいろ難しい事情があつても、我が国がこれだけ外貨を持つていて国として歩まなければならぬ道であつたと思ひます。それは、いろいろに言われまして、なかなかきつ影響がある、日本人はだれでもアメリカに預金ができるんだつてさう日本の安い金がアメリカへ高い金利を求めていく、どうやってとめるかと、いろいろございまして、けれども、私は、これは長い間のコミットメントとしてしなければならなかつた、それはしななければならなかつたと思ひます。

その中で、ビッグバンが進行していきますと、先ほど申しましたような状況でございまして、なかなかそれは苦しい。適当な時期であつたかとおつしやいますれば、もういろいろのことから延ばし延ばしで待たなければならぬところから来たので、すなわち、いい悪いということが既に言えないようなほどおくれでいた。そういう中で、いざ行われざるを得なかつた。

私は、これが何年か、五年も待てればまた違う事情になるかというふうなことは、議論はできませんけれども、現実にはそういうことが許されるわけではございませんでした。また、日本が二十一世紀にいわゆるグローバルライゼーションに入つていくためには、もうこれが最後のチャンスであつた、もつと早く行われるべきであつたというふうな思ひますので、大変におくれでいたことは残念であつたが、しかし、これよりおくれさせるわけにはいかなかつたと私自身は考えているものでござい

○坂口委員 お考えはよくわかりました。さて、それで、非常に前置きが長くなつたわけでございますが、おくれではいたけれども、しかし、もうこれ以上おくれさせるわけにはいかない、いろいろの経済の状況を言つておれない環境の中でスタートをした。それはもう、しかし覚悟の上で出発をしたということでございますが、まあ金融ビッグバン、名前が示しますとおりビッグバンですから、いろいろなことが起こつて

当然といえば当然でございまして、今回の長銀の問題も、ビッグバンですから、こんなことの一つや二つは当然起こるはずだというふうに思ひますけれども、覚悟をして出発された側には大膽をしておみえになるという印象を受ける。これはもう覚悟の上のことでありまして、このぐらひのことは当然起こる、そして、一つ二つ破綻すること、それはもう覚悟してやらなければならぬというところではなかつたのですか。

○宮澤閣僚 今、坂口委員の言われましたことは、この二、三年、いろいろな論議あるいは主張の中で、ビッグバンというもののについて、それはそういうことをどうしても伴うということはおつたはずではないかという仰せになるわけですが、けれども、さすがに、なつてみるとこれは容易なことではないというのが現実の感想と思ひます。

そして、ある意味で、そういうことは起こるべくして起こつた。長銀のことを申しておるのではありません。一般論として、ビッグバンというのはそういうところを伴う。イギリスの場合もそうでございます。しかし、それに対して社会的なコストをできるだけ少なくするということは、またビッグバンに対応する一つの命題であると考えておりますので、そういう意味で、社会的なコストをいかに少なくしてこの事態を乗り切つていくかということであらうというふうに考えております。

○坂口委員 時間が進んでまいりますから、少し中を飛ばします。そして、長銀を初めとしていろいろの問題が起こつてきた。長銀に対する公的資金導入の問題が、今大きな話題になつてゐる。もし仮に、長銀が破綻をするようなこと、あるいは大臣は、破綻をさせてはならないということをおもひます。先日もこの委員会でも御指摘になりました。だから公的資金が必要なんだ、公的資金を導入しなければ長銀は破綻するんだ、してしまふんだという趣旨のことをおっしゃつたというふうに思ひ

ます。

それで、そういう状況の中で、もし公的資金を導入しようというふうに政府の方がお考えになりますときには、それは何らかの法律が要るわけでございます。その法律は、前国会でございましたか、でございまして、金融機能の安定化のための緊急措置に関する法律、恐らくその二十三条を適用してやろうというお気持ちなのではないかというふうに思いますが、そのことはひとつ後でお聞きをしたいと思います。

それから、二十三条に対する審査基準というのがございまして、この審査基準を拝見いたしますと、非常にわかりにくい。もともとこの法律は、健全な銀行にのみ資金は注入するということでございまして、この審査基準を見ましても、経営の状況が著しく悪化していないこと、あるいはまた破綻する蓋然性が高いと認められる場合でないこと、これらのことが基準として挙げられているんですが、中にはしかし、基準として、経営の再建を目的とするものではなくて、信用秩序の維持を目的とするものもあるわけで、どうもその中身が非常にわかりにくい形になっているというふうに思いますが、これは大臣ばかりにお聞きをしておつてはいけませんので、どなたにお聞きをしたらいいのかな、これは預金保険機構の方にお願いしたい方がいかに、大変わかりにくいと思ひますが、皆さんの方は明快におわかりでございますか。

○松田参考人 お答えいたします。
私も、今先生御指摘の五つの要件でございまして、法律で申しますと三条の場合と二十三条の場合と、これは分解しますと五つの要件に、御案内のとおりになります。五つともクリアしなければ資本注入ができないという仕組みになっておりまして、その法律の趣旨をできるだけ具体的に噛み砕いて審査の基準として示して、それをあらかじめ公表して申請を受け付ける、こういう仕組みをつくったわけでございます。

第二類第九号 金融安定化に関する特別委員会議録第八号 平成十年九月三日

したがいまして、先生御指摘の基準一のところにある三年連続して赤字とか配当がないとか、あるいは債務超過はいけないとか、そういうのはできるだけ形式的でわかりやすく、しかも裁量が入らないようにという基準をつくつたものでございまして、先ほど先生御指摘のありました、破綻の蓋然性のおそれとか、あるいはそれに絡みまして、審査基準の五になるのですけれども、二十三条の方は事柄の性質上、それを明確に数値であらわすことがなかなかできなくて、それで、どういふものを中心にしていうことを判断させていただきますよということ、できるだけ具体的に考えたというのが審査基準でございます。

○坂口委員 きょうは時間が少ないものですから余り詳しくお聞きできませんが、今おっしゃいましたように、この五つの基準を全部クリアしなきゃならないということになると、それぞれが違つた方向性を示しているというふうに思ひます。これは頭の中で大変混乱を起すような方向性のものばかりでございまして、本当にこの五つをクリアできるところがあるんだらうかという気もするわけでございます。しかし、今、それはできるといふお話しでございますから、きょうはそういうふうにしておきましょう。

しかし、私は、どうもこの法律のこの基準は、我々が見てわからないのですから、一般の人が見たらもう一つわからない。こういうわかりにくい基準で、その銀行に公的資金を導入する、しないということを決めるのはいかにがなるのか。これは少し、このわかりにくさのほうが過ぎるのではないかとこのように思つております。思つておりますが、このことについてきょう言う時間はありませんから、思つていてきょうを申し上げて、最後に大臣にまたきょうと答弁をしていただければ結構でございます。

それで、日銀総裁にきょうはお忙しいところをお越しいただいたわけでございますので、日銀総裁にもひとつお聞きをしておきたいと思ひますが、長期信用銀行が今どういふ状態になっている

のかというのを我々にはよくわかりません。ディスクロージャーもなかなかされないものでございまして、大臣から、資金投入、公的資金の導入がなければこれは生き延びられない、破綻するんだというふうなお話を聞かされても、どの程度かということは我々にはわからないわけでございます。

それで、長銀は日銀融資を受けて正常に運営できる状況にあるのか、それとも、それは通常のこの日銀融資ではもういけないう状況にあるのか、それが一点でございます。それからもう一つは、公的資金を導入しなければ破綻するといふふうには大臣は言われましたが、速水総裁がごらんになって、総裁の目からもこれはそういうことなのかどうか。二つお答えをいただきたい。

○委員長退席 山本(有)委員長代理着席
○速水参考人 私の立場で個別金融機関の取引の今の現状につきまして余りコメントすることは差し控えたいわけでございますが、いずれにしても、日本長期信用銀行に対して、現時点で当面日銀特融を發動するといった支援が必要であると考へておりません。

ただ、日本銀行は、新しい日銀法第一条に書かれておりますように、一般論として、金融政策の運営のほかに信用秩序の維持に資することを目的としていふこととございまして、こうした目的を達成するために、金融機関の破綻処理事例であるかを否かを問わず、また破綻前か破綻後であるかを問わず、私どもが信用秩序維持のために資金供与を実施するに当たつての基本的な考え方という四つの原則があるわけでございます。一つはシステムリスクが顕現化するおそれがあること、第二には日本銀行の関与が必要不可欠であること、第三にはモラルハザード防止の観点から、経営者、株主、出資者等関係者の責任が十分に追及されること、四つ目は日本銀行自身の財務の健全性維持に配慮すること、この四つの条件が満たされ、大蔵大臣からの依頼がありました場合には、政策委員会が特融を出すことが認められておるわけ

でございます。

けで、そういう状態と判断したときには出す用意がございまして。

しかし、最初に申し上げましたように、今、日本長期信用銀行に対して特融発動といった支援が必要な情勢、時期であるとは考へておりません。

○坂口委員 もう一つ、公的資金を導入しなければ破綻するといふ状態なのかどうか。
○速水参考人 私は、これも難しいことでございまして、このままですと株価が額面を割つて、しかも取引先からも大分いろいろ取引の中止や減少が起つてきておるわけで、銀行は、信用を失えばやはり破綻に陥る以外には手がないのではないかと考へます。そういうことが起こらない前に、早目早目に、できるなら民間ベースで手を打っていく、必要に応じて私どもが支援をしていかなきゃいけないといふふうに考へております。

○坂口委員 易しい質問ばかりというふうには申しましたが、ちよつと答えにくい問題だったのかも知れません。

もう一点だけお聞きをしておきたいと思ひますが、これは他の委員からどこで何度か日銀特融の話が出まして、いろいろこれに対してお答えになつておりましたが、日銀特融はこの長銀の場合にも選択肢の一つとしてはなり得るというふうにお考へかどうか、それだけひとつお伺ひしたいと思ひます。

○速水参考人 ただいま申し上げましたように、先ほど申し上げた条件を満たしております場合には、日銀特融は出せるわけでございます。

ただ、必要性的判断といふことは、考査の結果とかモニタリングを中心にして判断するわけでございます。今直ちにこれを出すという必要はないと思つておりますけれども、必要が生じた場合には出すことができるということだけを繰り返して申し上げて、お答えにさせていただきます。

○坂口委員 さて、最後にもう一度大臣にお聞きをしておきたいというふうに思ひます。
一つは、先ほど、難しい名前でございますが、特別措置法ですね、金融二法の特別措置法、これ

は初めの法律をつくり出すときの趣旨からいきましても少し違ひますし、そしてまた、審査基準というのにも余りにも難し過ぎる。それに対するお答えをいただきますのと、それからもう一つ、このまま進んでいけば破綻しかあり得ないということをお大臣はおっしゃったわけでございます。きょうではございませぬけれども、先日この委員会でも、公的資金の導入がなければ長銀は生き延びられないという意味のことをおっしゃいました。もしそうであるならば、それはもう現在既に破綻状況になっているのではないかとこのように私は思いますが、それはどうかということ。

もう一つは、これは少しきつい話かもしれませんが、破綻が、公的資金の導入がなければいつごろまで大丈夫でございませぬか。名医でございませぬ宮澤大蔵大臣にお聞きをしたいと思ひます。そのことはこの委員会のスピードにも関係する話でございまして、一年ぐらゐ大丈夫だという話でございまして、ゆつくりとこれはやらせていただいて結構かというふうに思ひます。

○宮澤国務大臣 まず最初に、今度のケースが金融措置法のケースであるかということにつきましては、先日来、監督庁長官も何度かお答えになつておられますが、あるいは預金保険機構の理事長もおっしゃつておりますが、いわゆるシステムリスクを回避するために公的資金を投入することとがでるという、私はまさにそういうケースであらうと考えておりますので、それは該当するであらうと思ひます。

第二に、審査基準のお話は、私もこれを何度か何度か読んでおりました、確かにまことに難しい基準でございませぬ。厳格に書こうとしますとこうなるのかと思ひますが、問題は、こういう審査基準でやつたんだから間違ひはないんだ、そのとおりであると思ひますけれども、国民の皆さんから見ますと、この審査基準というものは大変読みにくい、難しいものでございませぬから、御信頼は申し上げるが、しかしよく話は、なかなかわからない、少なくとも善意の方でもそう思われるよう

な難しさがございませぬので、この点はやはりこのたびの反省として、銀行によるディスクロージャーの問題ともあわせまして、もうちょっと国民がごらんになってやむを得ないんだと思はれるようなことを、何か考えなければならぬだろうということとはしきりに考えております。

それから、もう一つの問題。公的資金を導入しませんが破綻するのだということを、私はなるべしと破綻するのだと申し上げないよう申し出てきています。真つすぐに申し上げないよう申し出てきています。私、しかし、そういう印象をお与えしていることは間違ひございませぬ。

私が苦勞しておりますのは、長銀というものは、これをやればそれなら生き延びるのかという反論がございませぬから、そうではないのですと。

結局、経営者は総退陣し、海外の取引はやめ、そして払った賞与まで追及する、たくさんの方の人員整理がある。ですから、もう実体というものは、実は合併によつて実体はなくなる、そういう形でも、命があると言へばまあ申せるかもしれませぬけれども、実際は延命とは申せぬ。

ただ、長銀の経営者としては、そういう事態に際して、自分たちは、ただ破綻をすれば大変に大きなソーシャルコストを生ずる、国内的にも国際的にも。ですから、もう死ぬことは覚悟、言葉が悪うございませぬが、しているんだが、そこから生まれる社会的コストというものを何とかして少なくしなければならぬ、こう考えてあのリストラ計画をつくられたと思ひます。

したが、いまして、坂口委員の言われますように、リストラ計画を読みますと、ある段階で公的資金の導入を申請してそれが行われるということが合併が成就するいわば条件だということに考えられ、書かれておりますから、したが、いまして、それが成就しないときには、よくわかりませんが、想像いたしますと、合併そのものが危殆に瀕するのではないかと、そういうふうに考えていくのだらうと私は思つております。

それから、最後の御尋ねは日銀総裁に御尋ねにあられたこととの関連でございませぬけれども、長

銀に生じた危機が、先ほど申しましたようにワリチヨ、金融債の新規募集がなかなかうまくいかない、早期償還というものが起こつてくる、株価は下がつてくる等々の理由から金融的な苦しさ、恐らく見舞われておるのでありまして、また延長線上に、何月にはどのぐらゐの償還をするというふうなことがございませぬので、そういうこともあつて金融的に非常にやほり一つ問題があるのだらう。といたしますと、そのときに、坂口委員は特融の話をされたんだと思ひますが、それはしかし、金融的にその場をどうやってつなぐかという問題でございませぬと思ひます。

実態の問題は、それとは別に、先ほど申し上げましたように、合併あるいはその間における公金の導入ということがなければ実態的にはやはりリストラ計画は挫折をせざるを得ない、こういうことではないかと思つております。

○坂口委員 おつしやることは大体わかるような気がするんですが、今おつしやることは、もう血圧は下がつてくる、脈は乱れてくる、このままではもういかんともしがたいから合併という形で安楽死をさせる以外にない、こういうことをおつしやるんですか、一言で言ひますと。

○宮澤国務大臣 そう承りますと、何か病人を楽に死なせてやりたいということをおつしやるように思われますが、そうではなくて、死は恐らく前提にされておるわけですが、そこからは来る社会的なコストをできるだけ小さくしなければならぬ、そういうことというふうに考えております。

○坂口委員 ありがとうございます。もはや、死亡時期まではおつしやいませぬけれども、もう確実に死亡するということを前提として事を進めておみえになるということだけは理解させていただきました。

ありがとうございます。

○宮澤国務大臣 お医者様の御診断は承りました。○山本(有)委員長代理 これにて坂口君の質疑は

終了いたしました。

次に、鈴木淑夫君。

○鈴木(淑)委員 自由党の鈴木でございます。

先週の日曜、総括質疑の折は時間が一時間と制約されておりましたし、テレビも入つておりましたので、余り一つの問題を深く技術的に掘り下げて議論してもいいかと思つて通り過ぎてしまつた。コンプリヘンシブに、しかも国民の皆さんにわかりやすいように議論しなければという気持ちでやりましたものですから、きょうは時間が大してありませんが、あの折、本来ならもっと掘り下げて議論しなければいけなかつた、だけれども先へ飛ばして進んでしまつたところを振り返つて、幾つか質疑をさせていただきたいと思ひます。

あの折、総括質疑の折も申し上げましたけれども、やはり長銀が倒れると信用秩序あるいは日本経済に大変なことが起きる、大変だ大変だというふうにおつしやるわけですが、総理も大蔵大臣も金融監督庁長官もそれをおつしやるわけですが、私はあの折、大変だ大変だと言ひ過ぎるのはいかかなものかな。大変なんだから早くこの六法案を通してくれ、大変なんだから長銀への公的資金の導入を認めてくれ、こういう言い方をしていると私は感じるんですが、その結果からいって国民に不安を与えていないかという観点から、私はあの折議論をしました。

まず蔵相に伺ひますが、長銀あるいはあゝいう大きな金融機関が破綻したら大変だという場合に、蔵相は破綻という言葉をどういう意味で使つておられるのでしょうか。

○山本(有)委員長代理 退席、委員長着席 ○宮澤国務大臣 せんだつてお尋ねがございませぬ。ときに、大変に影響力の多いお方の御発言でございませぬので、つい私も自分の方の主張を強調しようとしたしまして、大変御無礼いたしました。それで、私も、破綻は、やはり預金保険機構に定義しておりますように、預金の支払いが不可能になるおそれのある場合、あるいは預金の支払いが現実にとまつた場合、そういう状況を破綻

という、その定義に従って使っております。

○鈴木(源)委員　そうですね。私ども大体ここで、特に定義しないで破綻と言えは預金保険法の破綻であつて、おっしゃいますように、預金等の払い戻しを停止するおそれがある場合、あるいは現実に停止した場合ですね。それで、等というところがみそで、これは別に預金とは限りません。マージンでの決済ができなくなるということも含んでいふに思ひます。現代では預金保険がしっかりしておりますから取りつけ騒ぎといふのはめつたに起こりませんで、市場での支払い不能が中心になっていきますね。

さて、そういうことですから、金融機関の破綻といふのはリキイデティーの問題なんです。キャッシュフローの問題でございす。資産は持っているのだけれども、その資産をすぐに換金できない、それでキャッシュフローに不足が生じて支払いができない、イリキッドな状態に陥つたといふのが破綻だといふふうに思ひます。これはよろしゅうございすね。

私が言おうとしているのは、では、もつとはつきり申しませう。私が先般、金曜日の総括質疑のときに質問しましたら、蔵相はこう言つたんです。私は、イリキッドの状態、キャッシュフローが足りなくなつてしまつたといふときに日本銀行がぱんと特融で入つていけば、これでとりあえず支払い不能の連鎖が続くことはとまります、そういうことをはつきりと責任ある地位におつきの蔵相がおっしゃらないと国民が大変な不安を持つ、破綻したらお手上げだといふようなことをおっしゃつてはいけませんといふふうに言ひましたところ、蔵相はこうおっしゃつたんです。「一体、特融といふものが何日続きますか。金融が何日続くとお思ひですか。銀行は破綻しているのですよ。」「破綻した銀行が債務超過を回復する道はないといふことです。」「その後、破綻した銀行が日銀の特融を受けると生き返ることができ、こうおっしゃつていふのですか。」「とおっしゃつたんです。

私はこのときに、何をおっしゃいますかと言つたんですが、とにかくテレビが入つていふから、余りひどくこの問題をやつてもいけないと思つて進んでしまひましたが、これは明らかに、蔵相はリキイデティーの問題とソルベンシーの問題をこつちやにしているんです。(発言する者あり) 両方あるのなんて、当たり前のこと言わないでちやうだい。リキイデティーを喪失するのはどういふときかといふと、インソルベントなときもそうなりますよ。だけれども、ソルベンシーはあるんだけれども流動資産が足りなくなれば、やはりリキイデティー喪失なんです。両方のケースがあるわけですね。

それで、金融機関が支払い不能になりそうだとあるいはなつてしまつたといふ破綻のときは、その時点では普通インソルベンシーかどうかかわらないんです。つまり、債務超過かどうかかわらないんです。しかし、そのときにぱんと中央銀行、日本でいえば日本銀行がレンダー・オブ・ラスト・リゾートとして、最後の貸し手として飛び込んでいって特融すれば、そこで支払い不能の連鎖はとまる。したがつて、マージンと決済システムの問題はぱんとそこでとまるわけなんです。それが中央銀行の仕事です。さあその後、この破綻金融機関のソルベンシーはどうなつていふのかといふのは、次の問題で出てくるんですよ。ところが、今お読みしたのでわかるように、破綻した銀行、つまりリキイデティーを失つた銀行は即債務超過だ、こういうお答えなんです。そんなことはその時点ではわからない。特融の役割といふのは、そういう債務超過かどうかのところを詰める話ではない。とりあえず間髪を入れず飛び込んで、リキイデティーを喪失した金融機関の支払い不能がシステム全体の動揺を起さないうようにとめることなんです。その点は御了解いただけますでしょうか。

○宮澤国務大臣　はい。おっしゃつていふことはよくわかつております。結局、おっしゃつていられますことは、預金保

險機構の定義に従えば、これはリキイデティーがなくなつたといふことであつて、即インソルベントだとは必ずしも言えない、債務超過であるとは必ずしも言えない、両方は同じことではないといふことを言つておられるわけです。それはよくわかつております。

この間申し上げようとしたのは、私もつと詳しく申し上げればよかつたと思ひますが、リキイデティーが足りないときに日銀の特融が行われる、それはよくわかりますが、日銀のお立場としては、特融といふものはやはり基本的には将来支払いを受けなければ、出しつ放しというお立場ではないでございませうから、そういうとき

にいつまでも、イリキッドな立場の銀行、手元は苦しいが資産は大変にいいといふことはほとんどございせんので、両方のことは同じことではなないけれども非常に近いこととございすから、そういう状況のときにいつまでも特融といふものをやつておいでになれるものだらうか。

それは一般的な、ごく普通に解釈すればやはり、言つてみれば、恐らく鈴木委員の言われますのは、それはカンフル注射みたいなものであるから、リキイデティーが回復、そうやつて維持されればその間に体質が改善するといふことはあり得るんだ、そうおっしゃつていふわけではないでしよう。そういう意味で私は申し上げた。

○鈴木(源)委員　その最後のところは違ふので、リキイデティーを喪失した状態が破綻です。それが支払い不能の連鎖を起してシステムリスクが表面化するのを防ぐためにリキイデティーを供給する、それにぱんと入つていくのが日銀の仕事、特融です。

も、そうじゃないので、ぱんと飛び込んでいつたら、そこでもう営業停止で整理に入つていくわけですね。

それで、整理に入つていつたときに何が起きるかといへば、もちろん債務超過でなければ、ソルベンシーがあれば、リキイデティーの問題を解決しただけで整々と整理されて、あるいはこれは継続できるわいといつて生き返るかもしれないけれども、普通はおっしゃる通りに、整理していけば、特にゴーイングコンサーンでなくなると、回収できたはずのものまでおかしくなりますから、普通は、その瞬間には債務超過じゃないとか言つていふけれども、整理に入つていくと、ああ、やつぱり債務超過でしたと、山一みたいな話になつていくわけですね。

そのときに日銀特融はどうなるのか。預金は、支払い資金が不足すればパイオフコストをはかつてちゃんと預金保険機構から金を入れますね。それから、債務超過の分をかぶつてしまふのは株主であるし、劣後の債権者であるわけですね。それで、通常は特融といふのは戻つてくる。これまで特融が戻らなかつたことは一度もない、全部戻つていふのでした。そういうのが特融の性格ですから、私が、特融があるんだから、大銀行が破綻したら打つ手なしとか大混乱が起きるとかおっしゃつてはいけないと言つていふのは、そういう意味ですよ。特融が入つたら、その瞬間、システムリスクをとめることはできる。それから整々と整理に入つていけばいいじゃないかといふことです。

次に問題を進めますと、わかつた、それで整々と整理に入つていふことと思つても、今や大銀行は国際取引がたくさんあるよ、特にデリバティブがたくさんあるよといふことがこの委員会でもしばしば議論になつていて、長銀さんも金利スワップ中心に四十四兆円ぐらゐの残高が一応想定としてはあるわけですね、想定元本として。そういうことを言つておられるのですが、これはどなたにお聞きしたいのか、その場合、デیلیーリング

とお客様の取引をつなぐ委託があるわけですね。これはどう違うかは、準備してあるならお答えください、どうぞ。

○乾政府委員 お答えいたします。

ただいま御質問いただきましたデューリング、いわゆる自己勘定と申しますものは、金融機関、この場合ですと銀行でございますけれども、みずからの判断に基づきまして、みずからの勘定において取引を行う業務を指しているわけでございす。それから、顧客からの委託と申しますのは、顧客の判断のもとに、顧客からの注文を受けまして、顧客のために銀行が当該取引を執行することを目指しているわけでございます。

したがって、言うまでもないことでございすけれども、デューリングによりまして生じました損益は銀行の損益に帰属いたしますし、それから顧客からの委託によりまして生じました損益は顧客に帰属する、銀行はその場合手数料を受け、そういう関係にございます。

○鈴木委員 そのとおりであります。

さて、デューリングについても全く同じです。先日、大野木参考人は西田委員の質問に対してはつきりこういふふうにお答えしております。

今度のリストラ計画で出しましたように、そういった業務、デューリングについて抑えているというところでございますが、ただ、デューリング自身は、私どもがいればデューリングでやっている部分というのはもうほとんどございせん。お客様の財務上のヘッジ、それに対する依頼を我々が受けて、それを逆につないでいって、こういう形の対顧客のデューリングがある、これが大部分でございます。

ということとは、仮に破綻した、それで日銀特融まで出ていったんだから業務は整理だといったときには、デューリングはもうないですね。お客様ののをつないでいるだけだつたら契約破綻なんかしませんよ。お客様がリスクを負って、損益はお客様につくという形でやっているとすから、契約を途中でとめるなんというところは絶対しませ

ん。これは最後まで続けますよ。だから、世界じゅうに大変な影響が行くというのは大うそ、そのところをちゃんとわきまえていただきたいと思ひますね。

大野木参考人ははつきり言っているのですよ。これはもうデューリングはほとんどありません、委託をつないでいるだけです、委託をつないでいるだけだつたら、その金融機関が業務を停止するといつたつて、その部分はお客様のかわりにやっているとすから、契約は期限が来るまでずっと続けます、契約破綻なんかしません。

ですから、こういうことで、デューリングを例に引いて、仮に特融が入って国内のシステムリスクがとまったとしても、対外的に大騒ぎが起きるんというのには、僕は、金融の本当の知識のない人が大騒ぎしているというふうに思ひますね。ですから、私は、この点でもちよつと、長銀が破綻したら大変なことになるといひ過ぎる、国民に不安を与え過ぎるというふうに思ひます。

この大野木参考人の証言、残念ながら新聞は四十四兆円ぐらい金利スワップ中心にあるというところしか伝えていない。大野木さんがこれはデューリングはないと言つたのがあの証言の一番大事なポイントです。それを新聞は伝えていない。それから、宮澤蔵相を初め政府側もその重い意味を受けとめていなかつたなと思ひますので、きょうははつきり申し上げておきたいと思ひます。

それから、先ほどのお答えの中で、ペアリング・ブラザーズがつぶれたときは大変だつたというふうにおつしやいました。それは、ペアリング・ブラザーズは一個人の裁量で、デューリング・ブラザーズは膨らんでしまつて、大変な額の負債を抱えて破綻している。これは大変でした。

しかし、ずっと御答弁を伺つていますと、仮に長銀が破綻したら、日本の銀行は国際的なデューリング市場からシャットアウトされる、ないしは物すごい高いプレミアムを要求される、その手の答弁をしきりしているのですよ、この委員会では、ペアリング・ブラザーズが破綻したとき、イ

ギリスのどの銀行がそういう目に遭いましたか。もしそういう例を御存じだつたら言つてごらん下さい。

○宮澤国務大臣 先ほどのことに戻りますけれども、デューリングがないから長銀自身の損失というものは実はそんなにあるはずはない、そこは、私はそうだろうと思つてゐるのです。

そうでなく、委託でありまして、長銀が一方の相手方になりましたデューリングの取引がデフォルトになるわけですから、そのことが相手側はどういう影響を与えるか、そういう信用の問題というのには私はある、そういうふうにおつておつて、金銭の問題は、確かに自分の勘定がないわけでございますから、ないとしても、海外に相当な支店も持っている銀行が、だれのものであれ、そのデューリングの契約そのものが相手方からいへばデフォルトになる、こう考えるのじやないでしようか。

○鈴木委員 そこは違ひまして、デフォルトになるのはデューリング、自己勘定分だけです。委託でやっている分はデフォルトになりません、それはなりません。これ以上この場で申しません、どうぞ専門家をお呼びになつてお調べください。それは大丈夫です。

そういうわけですから、私、まず最初に何を言いたかつたかという、総括質疑のとき、こんな技術的な議論をしてはいかぬな、テレビも入つていたしと思つてさあつといつてしまひましたが、実は長銀が破綻したら大騒ぎになるんだというのには二つの点で違ひ。一つは、特融が入れば大丈夫なんです。それからもう一つは、デューリング・ブラザーズだつてもデューリングはなくなつてゐるんだからという、この二つの点を確認したわけでございます。

もちろん、長銀は大きな銀行ですから大変じゃないとは言わぬが、お手上げだといふことは絶対ない。きちつとシステムリスクを回避できる、それだけの能力を持っている。ぜひこういうことを総理や大蔵大臣に胸を張つて言つていただ

きたい。そうすれば、国民の皆さんも安心するし、何も知らないで聞いている海外の人も安心するしと思ひます。

次にもう一つ、この間話をしているときに、余り深めないうでさつといつてしまつたことがあるのです。これは破綻銀行の借り手保護の話でございます。

宮澤大蔵大臣はしきりと、公的ブリッジバンクにして二年、場合によつては五年だけれども、こつやつてゐるうちにとてもいい銀行になつて借り手が出てくるようにおつしやるのですが、私にはその理屈は理解できないですね。

総括質疑のときも申し上げましたが、破綻した金融機関を国家が管理している、そんなところとしか取引できない企業というのは信用ない企業です。だから、企業は、業績が改善すれば少しでも早く公的ブリッジバンクから一般の、普通の銀行へ移りたがります。移つていくでしょう。そうすると、最後まで吹きだまりのうちに残つてゐる公的ブリッジバンクの取引先というのは、一番悪いところだけだと思ひます。しかも、そこに公的資金をつぎ込むというから、この公的ブリッジバンク構想は公的資金の投入が非常に大きくなる、まづいアイデアじやないかと私は言つてゐるわけなんです。

蔵相、私のこの見方についてどうお思ひですか。僕は、どう見ても公的ブリッジバンクがいい値で売れる銀行にのみがえるとは思ひない、景気でもよくならない限り。

○宮澤国務大臣 そこはこの間も申し上げたことでございますけれども、気のきいたお客さんはよその銀行へ移つていく、こつおつしやるのですが、現在の日本の事情から考えますと、御承知のようにな貸し流りで、何十年の得意先も切つていく、そういう今の銀行のありさまの中で、長い取引から外された企業がどこかへすぐ拾つてもらへるといふ状況には今の日本のありさまはない、残念ながら、これは早く変わつてもらいたいと思ひますけれども、そういう状況であると思ひますもので、

その点は余り私は樂觀的になれないのでござい

す。
○鈴木(淑)委員 直接お答えになっていないよう

な気がします。私は、そういうわけで、公的ブ
リッジバンクは悪い企業の吹きだまりになるだろ
う、公的資金の投入もふえるだろうと思ってい
るのですが、我々野党三会派は、そう思うがゆえに
公的ブリッジバンクには反対で、どういう対策を
用意したかといえば、破綻した金融機関の借り手
で、自主的によその銀行に移れない、しかし三分
類や四分類ではないのだ、こういう中小、中堅に
対して、信用保証協会の保証を与えることによつ
てよそへ移れるようにしようという構想を持っ
ておられます。これは、法案はほとんどできてお
りますが、ほかの四法案よりちよつとおくれて来週
提出することになると思います。

それで、与謝野通産大臣、お忙しいところお越
しいただきまして、ありがとうございます。

実は、このところが、私も三会派の構想と
政府・自民党が考えておられることの違ひなん
です。つまり、二つ大きな違ひがあつて、一
つは、政府・自民党は、貸し流し対策として信用
保証協会にお金をつけて枠を大きくすることしか
考えていない。我々は、それも考えているけれど
も、もう一つ、破綻金融機関の借り手で、大体第
二分類の中小、中堅でしよう、他行へ移れないと
いうところに保証をするというのを考えてい
る。そこが政府案と違ひます。この前、総括
質問で私がこの話をしたら、おれたちだつて考え
ているよとやじを飛ばした自民党の委員の方がい
らっしゃつたけれども、それはここがまず第一に
違ひます。

それから、二番目に違ひるのは、政府・自民党案
では保証協会のところへ金を入れることを考えて
います。我々もそれは考えているが、もつとメー
ンのところは、特に破綻した金融機関の借り手が
移りやすくしてやる。このところはお金を中小
企業信用保険公庫の方に入れようと思つてい
るわけですね。公庫の方に入れておいて、普通、信用

保証協会が公庫に再保険するのは七〇%、八〇%
ですが、この再保険率をうんと上げてやる、場合
によっては一〇〇%に上げて、全部こつちへつな
いでいらつしやい、保証協会はリスクを負わない
でいいですよと言つてやれば、どんな出るだろ
うなど。

それで、どのくらいお金がかかるだろうと考
えますと、第二分類の回収不能の比率というのは、
過去の例では一五%かそこらなんです。堀山構
想では二割引当金を置けと言つていながら、二
〇%と、非常に大きく見ている。信用保証協会の
貸し倒れのリスクというのはもつと低いです。一
〇%以下だと思ひます。そういうことですから、
仮に二割と考へても、公庫のところへ五兆円入れ
てやれば、五、五、二十五兆円の信用保証の能力
が保証協会につくだろうなというふうにするので
すね。もう二十五兆円だつたら十二分でしょう。

第二分類全部合わせたら、マネーセンターバン
クで自己査定の結果では四十五兆円、全国銀行協
会で六十五兆円、その他もろもろ入れて八十兆
円です。その連中の四分の一が倒れるなどとい
うことはないので、仮に四分の一倒れたつて
カバーできるということですからね。そこが違ひ
この二点が違ひます。

ですから、私は、政府・自民党さんに、おれた
ちも考へているよ、同じだよなどとやじを飛ばす
暇があつたら、ちゃんと私どもの案を精査してい
ただいて、ああなるほどと思つたら、これに賛成
していただきたいというふうにするのですが、通
産大臣、いかがでしょうか。

○与謝野通産大臣 自由党がお書きになつた貸し
流し対策と実際閣議決定されたものは非常に似
てゐるわけですが、別にこれは自由党の政
策から直接引用したものではありません。先生
方も独自でお考へになつてゐた、我々も独自で考
へてゐた、たまたまそういう考へ方は大体同じ方
向であつたということだつたと思ひまして、自由
党の政策には、先般もお答えいたしましたように、
私は心から敬意を表したいと存じます。

そこで、先生の第一の御質問は、どうも政府の
案は貸し流し対策だけではないか、破綻した銀行
と取引をしてゐる人たちは一体どうなるのだらう
かということですが、これは、事実資金の調達に
困難になつたという意味では、両方とも実は同じ
性質の問題だろうと私は思つております。一般
的な貸し流しのほかに、そういうことはないと
思ひますが、仮に破綻した銀行が多数の中小企業を抱
えてゐるという場合には、ブリッジバンク
制度に移行する、あるいは本来業務は継続される
というところになつておられますが、当然、ある種の
不自由はそういうときに生じるといふことも予想
されるわけであつて、そういうときにこの保証協会
の今回の能力強化ということがどう働くかとい
うことは、その事実を直視しないとわかりません
けれども、そういうものを直接除外してゐるわけ
ではないと考へた方が私は自然であると思ひま
すし、そういうふうには私はなると確信をしており
ます。

したがひまして、第一の点は、先生御懸念のそ
ういふものまで入れた方がいいのではないかと
いう御指摘は、私はそのとおりだと思ひますが、直
接は表現してありませんが、当然、実行の段階で
はそういうものも包含されるというふうには私は考
えてゐるのではないと思ひます。

第二の点は、代位弁済をやるときに、今は保証
協会が二、保険公庫が八という代位弁済の負担率
になつております。これは、皆様方の御主張は、
代位弁済をするときに保険公庫で一〇〇持つたら
いいじゃないかという御主張だと思ひますが、こ
れはある種の、この関西川議員も御指摘になつて
おられました、ある種のモラルハザードを生む
という御指摘も、西川太一郎議員から受けました。
保証協会が事故があつて代位弁済をするときに、
自分たちの負担がゼロだということになります
と、保証をするべきか否かということについての
審査は、通常の場合よりは甘くなつてしまふとい

うことが予想されるわけであつて、やはり今法律に
書いてありますように、二割は保証協会が持つて、
そして八割の分は保険公庫が持つという負担の割
合というのは、私は適正だろうと思ひます。

ただ、先生が多分御懸念なのは、保証協会に付
して幾らお金を付けても、実際、ある種の保証洗
りとか、実際に保証行為が進まないのではない
という御懸念は、確かに私はそのとおりだと思
つておられます。保証協会の窓口で、例えば中小企
業が保証を求めてきたときに親切親身に対応す
る、そういうことはやはり今後、実際現場を督励
していかなければならないことと存じます。

来週から、通産省、中小企業庁も全国の保証協
会の方々と実際にひざ突き合せて、実際にこれ
だけの金額は決めなければ、実行するときの態
度はいかにあるべきか、保証行為はどういう手
順でどういふ目安で行うかといふことは、実際現場
できちんと申し合はせと申しますか、そういう態
度については意思を統一して中小企業に対応しま
せん、金額は計上したけれども保証は実行され
ないといふことであつて、ただの給そらごを
になつてしまふので、実際にこういうものを
用意した以上、そういう範囲内で中小企業の貸し
流しが少しでも解消できるように、政府を挙げて、
また各県を挙げて努力すべきといふことは多分鈴
木先生の御質問の趣旨だと思ひますので、そのよ
うな方向で我々は努力をさせていただきますとい
思つております。

○鈴木(淑)委員 そういう御努力はぜひやつてい
ただきたいと思ひますが、まず第一の点について、
政府・自民党の貸し流し対策も、破綻金融機関の
取引先で、よそへ行けないから保証してちょうだ
いというのもリジエクトはしてないから包含でき
るというふうにおつしやいましたね。それはそう
だろうと思ひます。だけれども、破綻金融機関
のそういう中小、中堅をもつとしっかり保証して、
他行へ移りやすいようにしてあげるためには、
我々が言つてゐるような特別枠といふのをばんと
はかに設けた方がいいんじゃないんですかと

ているわけですね。特に我々はプリッジバンクを……

○相沢委員長 申し合わせの時間が終了しておりますので、御協力願います。

○鈴木(源)委員 はい。でも、御答弁が長過ぎたから。なるべく早くやりますが。

プリッジバンクをやめと言っているものから、やはりそういう特別枠が要るんじゃないのか、ぜひその点を前向きに考えていただきたいというふうに思います。その点を要望いたしまして、質問を終わりたいと思います。

ありがとうございます。

○相沢委員長 これにて鈴木君の質疑は終了いたしました。

次回は、明四日金曜日午前九時五十分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時四十三分散会

平成十年九月十一日印刷

平成十年九月十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局